

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 3 件 |

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年10月まで  
申立期間の国民年金保険料については、昭和45年7月にA市役所にて同年度分を納付していたはずであり、昭和46年度についても納付していたはずである。未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は19か月と比較的短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立人が所持する領収証書により、申立人は、昭和45年7月3日に、44年6月から45年3月までの過年度保険料を納付していることが確認でき、申立期間中に過年度納付している申立人が申立期間の現年度保険料を納付しない事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳の「昭和44年度国民年金印紙検認記録」の各月の欄には、昭和45年7月1日の日付で、「現納」の印が押されていることが確認できるが、24年\*月生まれである申立人が納付することができない44年\*月及び同年\*月の欄にも押印されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 57 年 6 月ごろ、A 社を退職した後、同社の人に国民年金の加入手続をしてもらった。

毎月、町内会婦人部の人が集金に来て、長男の分と一緒に国民年金保険料を現金で納付しており、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しているほか、収納年月が確認できる期間の保険料は、すべて現年度納付されていることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、B 町における国民年金保険料の収納方法と符合しているほか、納付したとされる保険料も、当時の保険料とおおむね一致している。

しかし、オンライン記録及び B 町が保管する記録によると、申立人は、昭和 57 年 6 月に厚生年金被保険者資格を喪失した後の同年 9 月に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間のうち、同年 6 月から同年 8 月までの期間については未加入期間となることから、保険料の納付はできなかったものと推認できる。さらに、当該期間について、別の国民年金手帳が払い出されていた形跡は見当たらず、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたはずである。当時同居していた両親、叔母が納付済みとされているのに娘である自分だけが未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人同様、その父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の親族は、申立期間について保険料に未納が無いほか、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況から申立人の国民年金加入手続は、昭和37年12月以前に行ったと推認でき、加入手続を行った時点において、過年度納付をすることが可能であることから、納付意識の高かった申立人の父親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から53年6月まで  
国民年金保険料納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、保険料納付の事実は確認できたが、国民年金の資格期間でないため保険料について還付になる旨の回答を得た。

申立期間の国民年金保険料を納付し始めた際に、任意での加入であることを役場職員と確認していたのに、申立期間の国民年金保険料の納付が無資格期間の納付とされ年金加入期間に算入されないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年金保険料領収書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるほか、被保険者台帳及び当時居住していたA町保有の被保険者名簿でも納付した記録が確認できる。

また、A町保有の被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日は、当初、昭和53年7月21日と記録されていたものの、後に49年4月1日に訂正されていることが確認できる上、申立期間について、未加入期間となっていることにより保険料を還付した形跡は見られないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成3年10月から4年9月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月1日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A病院に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は22万円となっているが、給与支払明細書では24万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 21 日から 46 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
昭和 45 年 7 月に前の職場を辞めてすぐにA社B支店に入社した。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において、A社B支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により申立人と同時期に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚7人に照会したところ、いずれも採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期が異なっており、採用から資格取得までの期間が、それぞれ3か月から1年かかったと述べている上、そのうちの1人が保管していた当時の給与明細書を見ると、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間は雇用保険料と健康保険料は給与から控除されているものの、厚生年金保険料については控除されていないことが確認できる。

また、当時の人事・労務担当者に確認したところ、当時は会社の方針として、雇用保険と健康保険は採用と同時に加入手続をしたが、厚生年金保険はしばらくしてから加入手続をしていたと供述していることから、当時の事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A社管理部に照会したところ、「現在保管している労働者名簿によると、申立期間に当社に在籍していたものと思われるが、給与支払、保険料控除について確認できる資料は無い。」との回答を得ており、申立人の申

立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いほか、健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 18 日から 53 年 3 月 9 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。  
教育委員会から任命され、A小学校に栄養職員として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した教育委員会の辞令により、申立人は、A小学校に昭和 52 年 11 月 18 日から 53 年 3 月 6 日までの期間、勤務していたことが確認できる。

しかし、教育委員会に照会したところ「申立人はB県が人件費を負担していた期限付学校栄養職員として勤務していたが、同職員については、当時、厚生年金保険に加入させておらず、申立てどおりの届出も保険料の納付もしていない。」との回答を得ている。

また、現在、当該管内の公立小中学校における期限付教職員の社会保険の手続を行っている教育局に照会したところ「公立小中学校の1年未満の期限付教職員については、昭和 63 年 4 月 1 日から厚生年金保険に加入させているが、それ以前は加入させていない。」との回答を得ている。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 8 月 30 日まで  
(A氏若しくはB社)  
② 昭和 40 年 9 月 7 日から同年 11 月 30 日まで  
(C氏若しくはDE社)

船員保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。

乗船していた以上、船員保険に加入しているはずなので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 船舶所有者のA氏若しくはB社に係る申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、A氏で船員保険の記録がある者は昭和 33 年 4 月 20 日に資格取得し、同年 8 月 31 日に資格喪失した 16 人が存在するが、このうち、複数の乗組員に照会したところ、「所有している船員手帳によると船は 49 トン型の船舶Fで、北洋サケマス流網漁だった。乗組員は 15~16 人だったが、申立人の名前は覚えていない。」との回答を得られ、さらに、同事業所での船員保険の記録が申立期間①を含めて 4 度の加入期間がある乗組員は、「申立人の名前に記憶は無い。私の船員手帳の記録では北洋サケマス流網漁で船舶Fに乗った。その後に同じ船主の船舶Gに乗ったが、船舶Gは 20 トン未満で、当時、船員保険は掛けていなかった。」との供述のとおり、同じ船主であっても船員保険法の被保険者に該当しない漁船があった。

また、船舶所有者のA氏は既に死亡しており、供述等を得ることができないほか、B社は昭和 39 年の設立のため、申立期間には船員保険の適用事

業所としては存在していない。

- 2 船舶所有者のC氏若しくはDE社に係る申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、C氏は昭和30年9月及び32年4月から10月までの間に適用事業所となっているが、申立期間②においては適用事業所とはなっていない。

また、Dの屋号でE社という事業所はなく、同屋号では申立期間②にかかる昭和40年4月1日から同年11月29日まで船員保険の適用事業所になっているH社という別事業所があるが、同事業所に係る船員保険被保険者名簿によると39人の被保険者記録中、整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無いほか、同名簿にはサケマス流網漁、サンマ棒受網漁の漁種が記載され、申立人が申し立てているイカ釣漁の船舶は無い。

一方、E社は昭和34年9月11日に適用事業所になっており、申立期間②に船員保険の記録がある者は87人いるが、うち69人は船員保険被保険者名簿に船名や操業内容の記載があるなど、申立内容とは異なっている。残る18人のうち所在が判明した複数の者に照会したところ、申立人の名前を記憶している者はおらず、「I港、J港を基地とした底曳網漁だった。」、「春は北洋サケマス漁、秋はサンマ棒受網漁だった。E社で申立当時、イカ釣漁の船はなかったはずだ。」等、申立人が主張するイカ釣漁に携わっていたとの回答を得られなかった。

さらに、船舶所有者のE社は既に廃業しており、関係者からの供述等を得ることができない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。